

監 査 第 4 3 号
令和7年8月22日

白山市長 田 村 敏 和 様

白山市監査委員 木 島 浩

白山市監査委員 寺 越 和 洋

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による審査

第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和7年8月8日から令和7年8月22日まで

第4 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第6 審査の概要

1 健全化判断比率の状況

(単位：％)

財 政 指 標	令和6年度	令和5年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.75	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	16.75	30.0
実質公債費比率	10.6	11.0	△ 0.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	122.3	120.3	2.0	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」表示は赤字額がないことを示す。

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。また、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

(1) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{実質赤字比率} \quad \text{〔—〕} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額} \quad \text{〔—〕}}{\text{標準財政規模} \quad \text{〔33,325,881千円〕}}$$

*一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額である。

一般会計等の実質収支額は1,681,672千円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていない。

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	差引増減額
一般会計等実質収支額	1,681,672	1,022,889	658,783
標準財政規模	33,325,881	32,875,155	450,726
実質赤字比率	—	—	—

(2) 連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad \text{〔—〕} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{〔—〕}}{\text{標準財政規模} \quad \text{〔33,325,881千円〕}}$$

*連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額と剰余額の合計がマイナスとなった場合の額である。

連結実質収支額は5,801,529千円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていない。

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度	差引増減額
連結実質収支額	5,801,529	4,600,184	1,201,345
標準財政規模	33,325,881	32,875,155	450,726
連結実質赤字比率	—	—	—

(3) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、１８．０％以上となると起債の許可が必要となり、２５．０％以上となると一部の起債発行が制限される。

(単位：％)

実質公債費比率	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
令和６年度実質公債費比率 (３か年平均)		10.6		
令和５年度実質公債費比率 (３か年平均)	11.0			
《参考》 実質公債費比率（単年度）	12.4	11.2	9.4	11.3

※比率は、小数第２位以下を切り捨てている。

令和６年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

		(地方債の元利償還金＋準元利償還金)－ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
単年度 実質公債費比率 〔11.3％〕	＝	$\frac{[(7,950,676千円 + 2,252,914千円) - (788,914千円 + 6,383,027千円)]}{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$ $[33,325,881千円 - 6,383,027千円]$
＊ 地方債の元利償還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利償還金は一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものや債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等をいう。		

令和６年度の実質公債費比率は１０．６％であり、前年度に比べて０．４ポイント低下（改善）し、早期健全化基準（２５．０％）及び財政再生基準（３５．０％）を下回っている。

なお、令和６年度単年度における実質公債費比率は１１．３％となり、前年度に比べて１．９ポイント上昇（悪化）している。

実質公債費比率の計算要素は、次のとおりである。

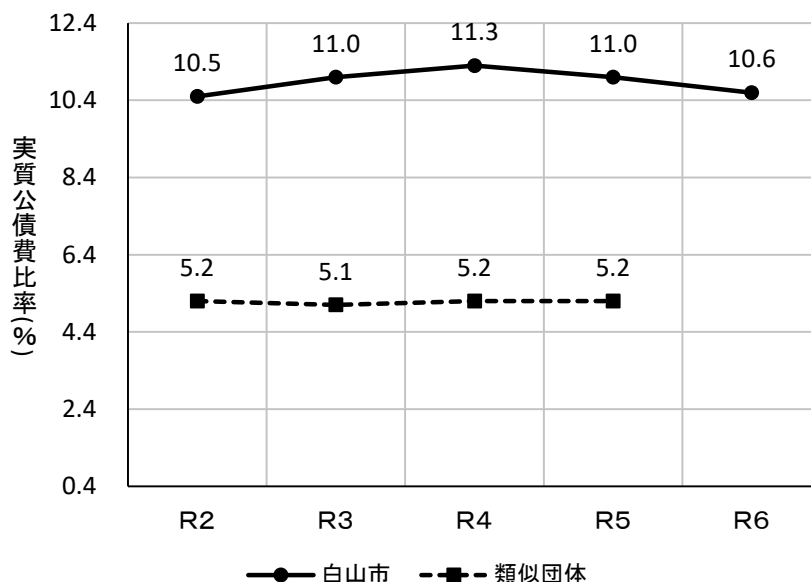
(単位：千円)

項 目	令和６年度	令和５年度	差引増減額
元 利 償 還 金 (A)	7,950,676	7,594,562	356,114
準 元 利 償 還 金 (B)	2,252,914	2,309,680	△ 56,766
特 定 財 源 (C)	788,914	735,825	53,089
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	6,383,027	6,714,447	△ 331,420
分 子 (A＋B－C－D)	3,031,649	2,453,970	577,679
標 準 財 政 規 模 (E)	33,325,881	32,875,155	450,726
分 母 (E－D)	26,942,854	26,160,708	782,146

実質公債費比率（3か年平均）の推移は、次のとおりである。

（単位：％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白 山 市	10.5	11.0	11.3	11.0	10.6
類 似 団 体	5.2	5.1	5.2	5.2	—



※類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造を基準に分類し、同じ分類になった全国の市町村をいう。以下同じ。

(4) 将来負担比率の状況

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\
 [122.3\%] &= \frac{[119,990,965\text{千円} - (8,643,834\text{千円} + 8,970,684\text{千円} + 69,421,601\text{千円})]}{[33,325,881\text{千円} - 6,383,027\text{千円}]}
 \end{aligned}$$

* 将来負担額は一般会計等の市債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、特別会計・企業会計の借入金の元金償還に充てる一般会計からの繰入見込額、組合の借入金の元金償還に充てる負担等見込額、退職手当負担見込額及び設立法人の負債額等負担見込額等をいう。

※比率は、小数第2位以下を切り捨てている。

将来負担比率は122.3%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。
前年度に比べて2.0ポイント上昇（悪化）している。

将来負担比率の計算要素は、次のとおりである。

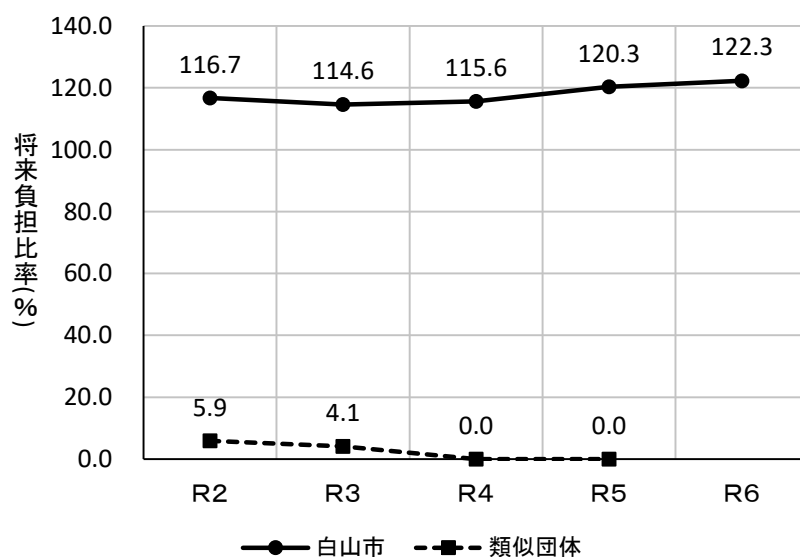
（単位：千円）

項 目	令和6年度	令和5年度	差引増減額
将 来 負 担 額 (A)	119,990,965	122,588,065	△ 2,597,100
充 当 可 能 財 源 等 (B)	87,036,119	91,115,778	△ 4,079,659
分 子(A-B)	32,954,846	31,472,287	1,482,559
標 準 財 政 規 模 (C)	33,325,881	32,875,155	450,726
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)	6,383,027	6,714,447	△ 331,420
分 母(C-D)	26,942,854	26,160,708	782,146

将来負担比率の推移は、次のとおりである。

（単位：％）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白 山 市	116.7	114.6	115.6	120.3	122.3
類 似 団 体	5.9	4.1	0.0	0.0	—



2 資金不足比率の状況

(単位：％)

公営企業会計の名称	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	
工業団地造成事業特別会計	—	—	—	
温泉事業特別会計	—	—	—	

※資金不足額を生じていない公営企業会計については、「—」を表記した。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0％）以上の場合には、経営健全化計画を策定の上、計画的に経営の健全化を図っていかねばならない。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

5つの公営企業会計において資金の不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていない。

(単位：千円)

項 目			令和6年度	令和5年度	差引増減額
法適用企業	水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	1,258,052	1,058,544	199,508
		資金不足比率	—	—	—
	工業用水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	155,203	154,964	239
		資金不足比率	—	—	—
	下水道事業会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	1,650,439	1,655,895	△ 5,456
		資金不足比率	—	—	—
法非適用企業	工業団地造成事業特別会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	2,048,418	2,089,144	△ 40,726
		資金不足比率	—	—	—
	温泉事業特別会計	資金の不足額	—	—	—
		事業の規模	4,624	4,726	△ 102
		資金不足比率	—	—	—

※法適用とは地方公営企業法の規定を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう。

第7 審査意見

1 健全化判断比率

実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準を下回っているが、前年度と比較すると実質公債費比率が低下し、将来負担比率は上昇している。

実質公債費比率は低下したが、単年度の実質公債費比率については、前年度から1.9ポイント上昇（悪化）している。これは一般会計債の元利償還金の増や交付税算入額の減によるものである。

将来負担比率の上昇（悪化）について算定基礎数値から分析を試みると、退職手当支給予定額に係る負担見込額が減少したことにより、充当可能財源等控除前の将来負担額自体が減少しているが、地方債に係る基準財政需要額算入見込額が大幅に減少していることから、充当可能財源等も減少したため、比率算定上の「分子」が増となり、比率が上昇することとなった。

これらのことから、過去に起こした交付税措置の面で有利な市債の償還が進む一方で、そうした財政面での有利さに劣る新発債の市債全体に占める割合が増している状況がうかがわれる。

加えて、不確定要素が多い状況ではあるが、現下の金利上昇局面がこの先も継続することとなれば、今後の新発債については、その償還に伴う利払いの負担が近年の既発債よりも増加することが想定され、将来において財政を圧迫する要因となることが懸念される。

また、いずれの比率についても比較可能な令和5年度までの数値では、各年度とも類似団体の平均値より高い水準にある。これらのことから、今後、施策の見直しや既存事業の取捨選択及び整理再編を一層推進するとともに、市債発行の抑制を図ることが重要であり、中長期的な視点から将来の負担に十分に配意した財政運営に取り組む必要がある。

2 資金不足比率

全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

しかしながら、下水道事業会計においては当年度純損失が1億円を超えており、早急に経営健全化の取組を図る必要がある。

その他の各会計においては、その設置目的に沿い、引き続き収入の確保に努めるとともに、経費の削減や業務の効率化を図り、安定的な事業運営に努められたい。

<参 考>

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率等の対象会計等について

■一般会計・特別会計・企業会計

一般会計等	○一般会計		①一般会計		①実質赤字比率	
	○一般会計等に属する特別会計		①墓地公苑特別会計			
公営事業会計	○一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		①国民健康保険特別会計 ②介護保険特別会計 ③後期高齢者医療特別会計		②連結実質赤字比率	
	公営企業会計	○公営企業に係る会計	法適用	①水道事業会計 ②工業用水道事業会計 ③下水道事業会計		⑤資金不足比率 ※会計毎
		(地方公営企業法を適用する事業又は地方財政法施行令第37条の事業)	法非適用	①工業団地造成事業特別会計 ②温泉事業特別会計		
					③実質公債費比率	
					④将来負担比率	

■一部事務組合・広域連合

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ①白山石川医療企業団 | ②白山野々市広域事務組合 |
| ③手取郷広域事務組合 | ④石川縣市町村職員退職手当組合 |
| ⑤手取川水防事務組合 | ⑥石川県後期高齢者医療広域連合 |
| ⑦石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合 | |
| ⑧石川縣市町村消防賞じゅつ金組合 | |

■地方公社

- ①白山市土地開発公社

※湊財産区特別会計は、財産区会計のため対象外である。